

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令案」（仮称）の概要

## 1. 改正の背景

- 平成 23 年 3 月の東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放射性物質に汚染された廃棄物のうち、セシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度の合計が 8,000 Bq/kg を超えるものは、技術的に特別な管理が必要となるため、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成 23 年法律第 110 号。以下「特措法」という。）第 17 条第 1 項の規定により環境大臣が指定し、第 19 条の規定により国が処理を行うこととなっている。
- 一方、放射能の減衰により、放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下となった廃棄物は、通常行われている処理方法によって、周辺住民、作業者のいずれにとっても安全に処理を行うことが可能である。また、8,000 Bq/kg 以下の放射能濃度の廃棄物は、これまで廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。）の下で処理が進められてきている。
- こうした状況を踏まえ、これまで規定されていなかった指定解除（指定廃棄物の指定を取り消すことをいう。以下同じ。）の要件や手続を整備するため、特措法第 58 条（施行に関し必要な事項の環境省令への委任）の規定に基づき、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則」（平成 23 年環境省令第 33 号。以下「規則」という。）の一部改正を行う。
- なお、指定解除は、指定廃棄物の一時保管者（特措法第 17 条第 2 項（第 18 条第 5 項において準用する場合を含む。）の規定による保管を行う者をいう。以下同じ。）や処理責任者（指定解除後に廃掃法に基づく処理責任の生じる市町村（一般廃棄物）又は排出事業者（産業廃棄物）をいう。以下同じ。）と国の間で協議が整うことを前提として行うものであり、国が一方向的に処理責任を放棄するものではない。
- また、指定解除後は、廃掃法の処理基準等<sup>1</sup>に基づき、市町村又は排出事業者の処理責任の下で廃棄物の必要な処理を行うこととなるが、指定解除後の廃棄物の処理が円滑に進むよう、国においても必要な技術的・財政的支援を行うこととしている。指定解除の具体的な運用に関しては、今後、都県ごとの状況を踏まえて、当該都県等と調整していく予定である。

<sup>1</sup> 特定一般廃棄物・特定産業廃棄物に該当する場合は、廃掃法の処理基準のほか、特措法の特別処理基準が適用される。

## 2. 省令案の概要

規則に指定解除に係る条文を追加する。概要は以下のとおり。

### (1) 指定解除の要件等

#### ① 8,000 Bq/kg 以下であることを環境大臣が確認する場合

環境大臣は、次の i) 又は ii) に掲げる区分ごとにそれぞれ定める方法<sup>2</sup>により、指定廃棄物のセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度を調査<sup>3</sup>した結果、その合計の放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下になっていることを確認したときは、一時保管者及び処理責任者（一時保管者と異なる場合<sup>4</sup>に限る。以下同じ。）に協議<sup>5</sup>を行った上で、当該指定廃棄物の指定を解除することができる。

- i) 特措法第 16 条第 1 項の報告に基づき第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた廃棄物 規則第 5 条で定める方法
- ii) 特措法第 18 条第 1 項の申請に基づき第 17 条第 1 項の規定による指定を受けた廃棄物 規則第 20 条で定める方法

#### ② 8,000 Bq/kg 以下であることを一時保管者が確認する場合

- 一時保管者が、2. (1) ① i) 又は ii) に定める方法により、指定廃棄物のセシウム 134・セシウム 137 の放射能濃度を調査した結果、その合計の放射能濃度が 8,000 Bq/kg 以下になっていることを確認したときは、環境大臣に対し、所定の方法により、当該指定廃棄物の指定解除を申し出ることができる<sup>6</sup>。

申出を受けた環境大臣は、処理責任者に協議を行った上で、当該指定廃棄物の指定を解除することができる。

- 指定解除の申出は、次に掲げる事項を記載した所定の様式による申出書に、指定解除を申し出る指定廃棄物の写真並びにその保管の状況を明らかにする書類及び写真を添付して、環境大臣に提出するものとする。
  - i) 指定解除を申し出る者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - ii) 指定解除を申し出る指定廃棄物の保管の場所の名称、所在地及び連絡先
  - iii) 指定解除を申し出る指定廃棄物の種類、数量及び指定を受けた年月日
  - iv) 指定解除を申し出る指定廃棄物に係る試料の採取の方法及び当該採取を行った年月日、当該試料の分析の方法及び結果並びに当該結果の得られた年月日、当該分析を行った者の氏名又は名称その他調査の結果に関する事項

<sup>2</sup> 「廃棄物関係ガイドライン（環境省・平成 25 年 3 月第 2 版）」第 1 部第 3 章・第 4 章参照。再測定は、原則として、特措法第 16 条第 1 項又は第 18 条第 1 項に基づく調査を行った際と同じ調査単位ごとに行うことを想定。なお、複数の調査単位についてまとめて指定を受けている場合であって、調査単位を明確に区別して管理できる場合には、調査単位ごとに部分的に指定を解除することも可能とすることを想定。

<sup>3</sup> 調査の実施に当たっては、各都県の状況を踏まえ、事前に各都県や一時保管者等と調整することを想定。

<sup>4</sup> 指定廃棄物となった中間処理産業廃棄物を中間処理業者が一時保管している場合等を想定。

<sup>5</sup> 協議に当たっては、一時保管者や処理責任者の指定解除に係る意向、指定解除後の処理の見込み等について確認することを想定。

<sup>6</sup> 市町村が指定廃棄物の指定申請を行っている農林業系廃棄物については、指定解除の申出も当該市町村が行うこととなる。

## (2) 指定を解除する旨の通知

環境大臣は、一時保管者及び処理責任者に協議を行った上で、2.(1)①又は②により指定廃棄物の指定を解除することとなったときは、あらかじめ、その旨を次に掲げる者に通知するものとする。

- ① 指定を解除する指定廃棄物の一時保管者及び処理責任者
- ② 指定を解除する指定廃棄物が、指定解除後に廃掃法第2条第2項の一般廃棄物に該当する場合にあっては当該廃棄物の所在する市町村、同条第4項の産業廃棄物に該当する場合にあっては当該廃棄物の所在する都道府県又は廃掃法第24条の2の政令で定める市（①と異なる場合に限る。）

## 3. 施行期日

公布の日